

社会保険・雇用保険の加入手続はお済みですか？

労働者を雇用している事業者には 社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります

働く人たちの処遇を向上させ、安心して働ける労働環境を確保するために、
社会保険及び雇用保険に加入することが必要です。

➡ 社会保険及び雇用保険に未加入または未納のある事業者の方は、
加入、納付をお願いいたします。（適用除外「任意適用事業所」を除く）

社会保険・雇用保険とは？

【社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

○健康保険：労働者が病気や怪我をしたときに給付を行う制度

○厚生年金保険：労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに
年金や一時金の至急を行う制度

〈加入義務〉

	労働者5人以上	労働者5人未満
法人事務所（人数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	任意適用
個人事業主（農業・漁業・一部のサービス業※）	任意適用	任意適用

※一部のサービス業…旅館、飲食、理美容業、弁護士事務所、税理士事務所など

【雇用保険】

○雇用保険：労働者が失業したときに労働者の生活の安定を図り、再就職を促進
するための給付を行う制度

〈加入義務〉

	労働者5人以上	労働者5人未満
法人事務所（人数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	強制適用
個人事業主（農業・漁業）	強制適用	任意適用

社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続きの詳細については、以下の窓口にご相談ください。

お近くの窓口は以下のURLから確認できます。

◎【社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

→ **日本年金機構**

URL <http://www.nenkin.go.jp>

◎【雇用保険】

→ **公共職業安定所（ハローワーク）**

URL <https://www.hellowork.go.jp>

社会保険・雇用保険加入に関し、**東京都社会保険労務士会**を通じて地域の社会保険労務士に相談することができます。

社会保険・雇用保険の届出等の事務処理については、社会保険労務士に代行を依頼することもできます。

以下のURLからお近くの社会保険労務士を探すことができます。

東京都社会保険労務士会 URL <http://www.tokyosr.jp>

《問い合わせ先》

JKK東京〈東京都住宅供給公社〉 TEL03-3409-2261（代表）

総務部 契約課 契約係

受付時間9：00～12：00・13：00～17：00（土日祝/休）